

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田駅西口行政センターの使用許可		
根拠法令及び条項	蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例施行規則第16条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 以下の要件を全て満たすこと。 （1）蓮田市の事業目的に資すると認められるものであること。 （2）申請した目的以外の目的に使用のおそれがないこと。 （3）蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例、蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例施行規則に違反するおそれがないこと。		
審査基準設定年月日	令和3年 4月 1日	審査基準最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 請求があった日の翌日から起算して15日以内 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	令和6年 3月15日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日
所管部署	総務部 総合窓口管理課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。